

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
7 年 第 1 号	6. 1 2. 1 7	中小企業や地域経済を立て直すための環境整備を求める要望 地域経済は、新型コロナウイルス感染症の混乱を乗り越え、社会生活や企業活動が正常化する中で、緩やかな回復基調が進展し、国内各地ではインバウンドをはじめとする観光客の増加とともに、消費も復調の兆しが見えてきている。一方では、為替の変動と資源・エネルギー価格の高止まりをはじめ、人手不足に起因する賃上げへの対応などにより中小企業の経営は圧迫されており、特に人口の減少と流出に歯止めのかからない地方都市にあっては、厳しい経営環境が続いている。 こうした中、どんなに厳しく困難な状況にあっても、経済発展の推進力は地域を支える中小企業であり、中小企業の持続的な成長と経営者の自己変革を促す切れ目のない支援の強化こそが急がれる。 ついては、足元の急激な環境変化を停滞から成長に向かう好機と捉え、地域発の経済好循環の創出を図るため、次の事項について特段の配慮をお願いする。 1 円滑な事業活動や安定した経営を支えるための環境整備 (1) 事業継続に向けた資金繰り支援のさらなる強化 コロナ禍で拡大した実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済本格化に伴い、事業者の資金繰りは厳しい状況が続いている。事業の継続・発展にはきめ細やかな金融支援が必要であるため、次の事項について対策を講じられたい。 ① コロナ禍からの回復の遅れや物価高騰等の影響を踏まえ、返済期間・据置期間の延長や追加融資への柔軟な対応を図るとともに、コロナ関連融資から借り換えできる長期・低利の融資制度を創設すること。 ② 借入金の返済条件を変更中（リスケジュール）でも、事業者の実態や特性、経営改善の取組など事業性評価に基づき、きめ細やかな資金繰り支援を図ること。 ③ マイナス金利政策の解除に伴う県制度融資の利率引上げ時には、事業者に急激な負担が生じることのないよう利子補給等の支援策を講じること。 (2) 中小・小規模事業者の事業継続に向けた事業支援金の支給 中小・小規模事業者は、人手不足に起因する労務費の増加をはじめ、原	茨城県商工会議所連合会 会長 内藤 学	防災環境 産業

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		材料やエネルギー価格の高騰によるコストプッシュ型の物価上昇に直面している。 ついては、企業努力のみではコスト増を吸収できずに利益が圧迫されている増収減益の状況にあるため、地域経済を下支えする中小・小規模事業者の事業継続を支援する観点に立ち、営業利益が減少していることを要件とした事業支援金の給付を講じられたい。 (3) インボイス制度の導入による取引等への影響の最小化 インボイスを発行できない免税事業者は、売上先の事業者と比較して取引条件における情報量や交渉力の面で格差があり、一方的な取引停止や強引な価格引下げ要求が独占禁止法または下請法に抵触することを認識していない事業者も少なくない。 ついては、インボイス制度における取引への影響や免税事業者からの仕入れによる経過措置について情報発信を強化するとともに、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担していることを踏まえて、適正に取引条件の交渉を行うよう理解醸成を図られたい。 2 企業の自己変革と地域経済の持続的成長を後押しするための支援拡充 (1) 「パートナーシップ構築宣言」の促進と賃金引上げに向けた支援 取引先との新たな共存共栄関係の構築に向けて、官民挙げて取組を推進する「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体で新たな付加価値を創出するとともに、利益やコストを適正に価格へ転嫁していくことなどを宣言する仕組みであり、地域全体での競争力強化や取引の適正化が期待されている。 一方、人手不足に伴う労働力確保や物価高騰等の影響で賃上げの動きが拡大する中、中小企業等における賃上げは、業績の改善に裏打ちされない防衛的な賃上げが多く原材料費やエネルギー費などのコスト増に加え、特に労務費の増加分を価格転嫁できていないとする企業も少なくない。 賃上げに取り組めない中小企業等は深刻な人手不足に陥り、事業継続が困難になることも危惧されており、自発的な賃上げの促進には、価格転嫁やサプライチェーン全体の成長による収益確保が極めて重要となる。 こうした中、県内経済4団体（茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、（一社）茨城県経営者協会）では、「パ		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		ートナーシップ構築宣言の促進と地域経済の活性化に関する共同宣言（2023年3月10日）」を公表し、価格転嫁の理解促進と地域への浸透に取り組んでおり、2024年9月20日現在の県内の宣言企業数は949社となっている。 については、パートナーシップ構築宣言企業のさらなる拡大を契機に、成長と分配の好循環が実現できるよう次の事項について支援されたい。 ① 宣言企業に対するインセンティブとして、県の補助金・助成金等の採択審査や公共工事等の入札における加点措置の継続・拡充を講じること。 併せて、県制度融資の金利や信用保証料の優遇による資金繰り支援を図ること。 ② 宣言企業のさらなる拡大に向けた周知啓発や価格交渉力の向上を図るためのセミナー開催等の活動を支援すること。 ③ 「価格交渉促進月間（毎年3月・9月実施）」や労務費の転嫁に係る価格交渉への発注者及び受注者の行動指針を取りまとめた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を通じた宣言のさらなる拡大と宣言の実効性強化、取引適正化対策の徹底、監視強化を講じること。 ④ 最低賃金の引上げに伴う負担軽減と人材確保・定着を支援するため、業務改善助成金及びキャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の利用促進や活用事例の周知を図ること。 併せて、県独自の支援制度である「いばらき業務改善奨励金」の継続・拡充を図ること。 (2) 多様な人材の雇用と人手不足の解消に向けた支援 少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少に加え、コロナ禍からの経済活動の回復に伴って、地域における中小企業等の人手不足は厳しさを増し、労働力確保が喫緊の課題となっている。 こうした中、年齢・性別・国籍・障害の有無などに関わらず、多様な人材が活躍できるダイバーシティ社会の実現には、企業が職場環境の改善と整備を進め、生産性の向上を通じて働き方改革に取り組むことが必要不可欠である。 同時に、人材確保に向けては、従業員の能力開発機会の充実や時間・場所にとらわれない多様で柔軟な働き方の推進など、働く人の意識の変化にあわせた魅力ある職場づくりも重要となる。 については、中長期的な視点に立った人材の確保・育成を後押しし、成長と		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		分配の好循環を実現するため、次の事項について支援されたい。 ① 女性の活躍推進、仕事と家庭の両立に向けた支援 働く女性が結婚や育児などライフステージの変化をきっかけに働き方を変えたり、やむをえず退職したりするケースは少なくなく、企業の成長を妨げる要因となっている。女性の雇用継続は労働力の確保だけでなく、多様で柔軟な視点に立った付加価値の創造や生産性の向上など経営基盤の強化につながり、企業の持続的な成長に不可欠である。 このため、仕事と家庭の両立による雇用維持に向けて、人事制度の構築をはじめ働きやすい環境の整備や業務の平準化・共有化など専門家によるコンサルティング支援の充実を図るとともに、女性活躍や子育て支援に取り組む企業に対する優遇措置の拡充を講じること。 また、多様化する保育ニーズへの対応や保育の質の充実に向けて、企業主導型保育事業の設置や運営について支援すること。 ② 高齢者の活躍推進 高齢者の活躍推進は、人手不足への対応のみならず、スキルやノウハウの伝承という観点からも重要であり、就業意欲のある高齢者と経営資源が限られている中小企業等とのマッチングには期待が高まっている。 については、高齢者人材と中小企業等のマッチング支援の強化とともに、定年後のセカンドキャリア形成をテーマとした研修・セミナー等の充実を図ること。 ③ 働き方改革のフォローアップと「2024 年問題」への対応支援 働き方改革関連法は、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など 2018 年から順次施行されてきたが、これまで時間外労働の上限規制の対象外だった自動車運搬業務・建設事業等は、2024 年 4 月から新たに規制の対象となり、深刻な人手不足や担い手の高齢化が進む中で、魅力ある職場づくりをはじめ多様で柔軟な働き方の実現が求められている。 については、デジタル化による生産性向上と長時間労働の是正で働きやすい環境を整備し、仕事と家庭の両立や副業・兼業を可能とする人事制度の構築など労働力の確保に向けた働き方改革の好事例の横展開を図ること。 なお、物流・建設関連業の停滞は経済全体の成長を妨げかねないことから、DX推進による生産性向上を図るための補助金支援を継続・拡充する		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		とともに、取引適正化に向けた親事業者・発注者等に対する各種法令・ガイドライン等の周知強化など重点的な支援を講じること。 ④ リスキリング（学び直し）による人材育成支援 中小企業等がリスキリング環境の整備に積極的に取り組めるよう、リスキリングの必要性や効果等の理解促進に努めるとともに、リスキリング推進宣言企業の拡大と好事例の発信、人材需要・技術の潮流に合わせた学習プログラムサービスの提案、スキル習得に係る助成措置等を講じること。 ⑤ 外国人材の受入環境整備と活躍推進 中小企業等の労働力不足が深刻化する中、安定的な人材の確保と新たな担い手として外国人材の活用に期待が高まっている。一方、他の先進国と比較した賃金水準の低さや円相場によって日本で働く魅力が低下しており、国境を越えた人材獲得競争が激化する中で外国人材から選ばれなくなる懸念が強まっている。 ついては、日本語教育機会の充実をはじめとする生活・就労環境の整備など安心・安全に暮らせる共生社会の実現を図ること。 ⑥ 留学生・高度外国人材の就職支援 外国人留学生は日本国内の大学・専門学校等での学習を通じて、一定の専門性や日本語能力を身に付けており、留学期間中の日本人学生や地域住民との交流を通じて、日本の文化・社会を理解している貴重な人材である。 このため、産学官で連携する「茨城県留学生就職促進コンソーシアム」においては、企業説明会や就職ガイダンス、地方企業や自治体と連携した合同就職説明会等により、留学生・高度外国人材と求人企業とのマッチング機会の充実を図ること。 (3) カーボンニュートラル実現に向けた支援 エネルギー価格の高騰や電力需給がひっ迫する中、エネルギー構造の転換や再生可能エネルギーの導入等に取り組み、カーボンニュートラルへ挑戦することは地域と企業にとって大きな試練である。 ついては、中小企業が「知る・測る・減らす」の3つのステップを基本にカーボンニュートラルの実現に意欲的に取り組み、コスト削減のみならず持続的な成長や新たな付加価値の創出に結びつけることができるよう次の支援策を講じられたい。 ① カーボンニュートラルに取り組む中小企業向けコンサルティング機能		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		の充実と情報提供の強化、周知を図ること。 ② 中小企業はCO₂排出量の計測が困難であることから、省エネルギー診断制度の充実と活用拡大に向けて地域の支援機関等との連携や支援体制の拡充を図ること。 ③ 脱炭素化効果の高い設備への転換・導入などコスト削減の取組加速化に向けた支援を図ること。 ④ 省エネと併せて経営改善・生産性向上につながる設備投資への補助、資金調達上の優遇措置を継続・拡充するとともに好事例の周知を図ること。 ⑤ 低燃費と二酸化炭素排出削減に向けて普及が進む電気自動車（EV）について、企業の導入を促進するため、市町村や民間事業者との連携を強化し、各地の公的施設や集客施設への急速充電設備設置を進め、利便性の向上を図ること。 ⑥ パートナーシップ構築宣言を踏まえ、企業間の連携によるサプライチェーン全体での脱炭素化の取組を支援すること。 (4) 日本製鉄㈱東日本製鉄所鹿島地区の高炉縮小に伴う影響最小化への支援 鹿島臨海工業地帯は、鉄鋼や石油化学などの産業が集積し、茨城県の製造品出荷額等の約2割を占めるなど重要な産業拠点であるとともに、地域の雇用の場としても重要な役割を果たしている。 一方、国内需要の低迷や国際競争の激化、カーボンニュートラルへの対応を迫られるなど、事業環境は大きな変革期に直面しており、日本製鉄㈱東日本製鉄所鹿島地区は2024年度末を目途に高炉1基と関連設備を休止する方針である。これにより、当該地区における関連企業を含めた約1万人の雇用や地域経済への大きな影響が懸念される。 このため、地域経済への影響を最小化する措置を講じるとともに、カーボンニュートラルに対応するための大型電炉、水素還元製鉄の技術開発や地域の新産業創出に向けた取組への支援等を強化されたい。 (5) サプライチェーンの強靱化支援と企業立地の推進 地政学リスクや円安で生産拠点の国内回帰に向けた動きが活発化しており、世界的に需要が高まっている半導体などの重要物資や需給がひっ迫する恐れのあるエネルギー等について、国内での供給網整備を進める好機を迎えている。 このため、経済安全保障戦略の観点に立ちサプライチェーンの強靱化支援		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		を通じた安定生産・供給の確保に向けて、生産拠点の県内立地を支援する「次世代産業集積・カーボンニュートラル強化プロジェクト事業補助」を継続されたい。 (6) 新たな産業用地の確保と環境保全施設の整備支援 経営資源が限られている中小企業にとって、産業用地の取得や工場の建設には高いハードルが生じている。 このため、地域経済の中核を担う中小企業の持続的な成長を支援する観点に立って、経営規模に応じた小区画の工場用地の造成や安価で利便性の高い工業団地の提供、移転のための助成拡充とともに、市町村との連携を強化し、産業用地開発計画を支援されたい。 併せて、地域によっては下水道が完備されていない工業団地もあることから、排水設備や浄化槽等の環境保全施設等の設置・維持に向けて支援策の充実を図られたい。 (7) 新しい産業の創出と地域を担う人材づくり 地域の産業構造が急激に変化し、先行きの見通しが不透明となる中、未来に希望をつなぎ地域の発展を支える人材の発掘と育成を図るため、次の事項について支援を講じられたい。 ① 地域の産業を担う人材の確保に向けて、地域の歴史や文化、産業などを学びながら郷土愛を育むとともに、地域への興味関心が起業・創業を通じて社会的課題の解決につながるよう教育段階に応じた幅広いキャリア教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）に取り組むこと。 併せて、文理の枠を超えた教科等横断的な能力を伸ばすSTEAM教育（科学、技術、工学・ものづくり、芸術、数学）を促進すること。 ② 起業・創業の機会を加速させるため、スタートアップ立県を打ち出すとともに、その育成と集積の重点対応を図ること。 併せて、起業家の県外流出を阻止するための支援拡充を促進すること。 ③ 創業支援融資及び女性・若者・障害者創業支援融資について、資金繰りの安定と円滑な事業推進を図るため、保証料の補助を拡充するとともに利子補給制度を創設すること。 (8) 健康経営の推進と支援拡充 健康経営は、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することで、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織活性化につながること		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		が期待されており、特に人手不足に悩む中小企業等にとっては、人材確保や雇用維持の観点からも重要度が増している。 このため、茨城県の「いばらき健康経営推進事業所」や国の「健康経営優良法人認定制度」について、積極的に取り組む企業の活動内容を広く周知し、情報発信の強化と制度の普及拡大を図るとともに、認定企業に対する優遇措置やインセンティブの拡充を講じられたい。 (9) SDGs の取組に向けた支援 2015 年 9 月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）は、経済、社会、環境など幅広い分野の課題やニーズの統合的な解決を目指すものであり、企業にも積極的な関与が求められている。大企業や自治体では戦略的な取組が進められている一方、中小企業等への SDGs の浸透は限定的であるため、推進体制の強化と全県的な情報発信による普及・啓発活動を継続されたい。 併せて、中小企業等における SDGs の取組は、新たなビジネス機会の創出等につながることから、事業者が導入する意義や理解を深めるためのセミナー開催等について支援するとともに、先進的な取組事例や成果を紹介されたい。 (10) 中小企業等のDX推進に伴うサイバーセキュリティ対策 中小企業等におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）が加速する中で、サイバー攻撃や不正アクセスによる独自の技術や重要データ等が流出する危険性が増している。技術情報等が流出することになれば、その影響は自社の損失ばかりでなく取引先や関連企業などサプライチェーン全体にも及ぶことから、SECURITY ACTION（セキュリティ対策自己宣言）の普及促進とともに、サイバーセキュリティ対策について支援強化を図られたい。 併せて、デジタルサービスを利用する際の様々なリスクを理解し、サイバー空間の脅威に的確に対処できる人材の育成を図るため、企業への支援拡充に取り組まれたい。 3 中小・小規模事業者の活力増進と商工会議所の支援体制強化 (1) 事業継続力強化計画認定企業の支援について 台風や地震等による大規模自然災害が頻発する中、中小企業等においては		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		不測の事態を想定し、防災・減災に関する事前対策と災害等発生時の早期復旧に向けた「事業継続力強化計画」を策定することが重要である。 ついては、地域の経済活動やサプライチェーンの強靱化を支援するため、事業継続力強化計画の認定制度の一層の周知を図るとともに、認定を受けた企業が計画に基づいて設備を導入する際の負担軽減に向けて、県の設備投資支援融資の保証料引下げなど優遇措置を講じられたい。 (2) デジタル化によるビジネスモデルの転換と新規需要・販路開拓支援 人口減少で国内市場が縮小していく中、コロナ禍で変容した価値観や需要構造の変化に対応するためには、E Cサイトの活用やオンライン商談会等のデジタル技術を活用したビジネスモデルへの転換を進め、国内のみならず新興国等の急速な経済成長に伴う海外需要を積極的に取り込む必要がある。 このため、海外市場で通用する商品・サービスの創出や効果的なプロモーション、テストマーケティングに向けたコンサルティング支援、越境E Cサイト構築やE Cモールへの出店支援の充実を図られたい。 併せて、経営資源が十分ではない中小企業等に対しては、デジタル化を支援できる専門家の派遣やデジタル人材育成、事業環境の整備を支援されたい。 (3) 県制度融資の支援拡充 新たな事業分野への進出や業態の転換による事業再構築は、事業者の持続的な成長に不可欠であるものの、その対象となる新分野進出等支援融資における利子補給は令和5年3月末日実行分をもって終了している。 ついては、中小企業等の負担軽減と意欲的な取組を支援する観点に立ち、利子補給制度の再開を図られたい。 (4) 産業の活性化と地域発展に向けた事業者の商工会議所への加入促進 平成16年4月施行の「茨城県産業活性化推進条例」、令和4年3月29日施行の「茨城県小規模企業振興条例」は、絶え間なく変化する経営環境に対して県と商工会議所等が連携し、創業や事業承継、新事業の創出・事業転換、円滑な資金調達、人材の育成等に取り組むことで企業の振興と産業の活性化を図るために策定されたものである。地域で活動する事業者が商工会議所等に参加し、商工会議所とともに地域貢献活動に取り組むことになれば地域経済の発展に大きな役割を果たすこととなる。 このため、条例の一段の実効に向けて、事業者の商工会議所加入に係る指		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		導徹底を図られたい。 (5) 各市の（仮称）産業振興基本条例策定に向けた支援強化 人口減少が続く中で、地域の経済活動を活性化させ、地域社会に活力を増進させていくためには、市、事業者、商工会議所等の経済団体、市民等が密接に連携、協力していく仕組みを構築することが重要となっている。このため、社会構造の変化に対応し、地域基盤の安定と強化を図る観点に立って、各市において（仮称）産業振興基本条例を策定するよう支援されたい。 (6) 商工会議所を中核とした小規模事業者に対する支援体制の強化 改正小規模支援法の施行（平成 26 年）以降に増加している経営計画策定・実行等の伴走型支援や創業支援、事業承継支援、金融支援、生産性向上・IT活用支援、働き方改革への対応等国の新たな政策への対応等によって商工会議所の経営指導員をはじめとする補助対象職員の役割と業務量は増加し、かつ支援の質も高度化している。 同時に、商工会議所は、新型コロナウイルス感染症や大規模自然災害発生等の非常時には、経済活動維持に欠かせないエッセンシャルワーカーとして、事業者の資金繰りなど各種経営相談に対応するとともに、国・県等からの様々な要請を受け、地域企業の影響調査や情報収集、各種支援策の周知・活用支援を行うなどセーフティネット機能も果たしている。 こうした取組を円滑に推進していくためには、商工会議所の経営支援体制を強化することが必要であり、経営指導員等補助対象職員の安定的な確保等に向けた地方交付税の拡充を図るよう支援されたい。 併せて、経営指導員等の役割・業務量の増加に対応した体制の強化を図る観点に立って、経営指導員等補助対象職員人件費の確実な確保と新たな事業推進に向けた人件費の増額を図るとともに、小規模事業者数のみで算出する設置定数基準については、現状に適していないことから経営支援の実態に即した見直しを講じられたい。 4 持続的発展に向けたまちづくりの推進 (1) 定住人口、関係人口及び交流人口の拡大とにぎわい創出 若い世代が「住みたい・働きたい・戻りたい」と思う魅力ある地域づくりとにぎわい創出に向けて、次の事項について支援を講じられたい。 ① 中心市街地の活性化に向けて、創業者や移住希望者等が利用できる空き		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		店舗、チャレンジショップ、コワーキングスペース等の整備充実を図り、生活自立や事業の自立化を支援すること。 ② 副業・兼業やワーケーション等都市と地方の交流機会を拡充し、関係人口及び交流人口の拡大を図ること。 ③ 中心市街地活性化協議会の地域コミュニティに対する役割の強化と円滑な事業推進に向けて人材確保と財政支援の拡充を講じること。 ④ コロナ禍を経て、働き方の多様化により若者のU I Jターンや地方移住、二地域居住は可能性を広げている。このため、本社機能の移転をはじめオフィスの分散化等地方への移転促進に向けた支援や移住支援金の継続・拡充を図ること。 併せて、地方滞在型テレワークや勤務地を制限しないリモートオフィス等の環境整備を講じること。 ⑤ 子育て世代の流入・定住に向けて、東京との近接性や本県の暮らしやすさなどを周知すること。 (2) 機能的なまちづくりの整備推進 公民共創による機能的で持続可能なまちづくりを推進するとともに、新たなまちの魅力や価値の創出に向けて、次の事項について支援を講じられたい。 ① 地域の安全と防災機能の向上、交通体系の安心確保を図るため、電線の地中化促進を講じること。 ② 地域の社会的課題をIoT、ビッグデータ、A I等の技術とビジネスで解決する新たなまちづくりの実現に向けた支援充実を図ること。 ③ 増加する空き地・空き店舗・空き家を交流施設として利活用する事業について、整備・リノベーション費用等に対する支援策を講じること。 ④ 地域経済の好循環と魅力あるまちづくりに向けて、地域主導型PPP/PFIを推進し、地域の特性を熟知した企業が参画しやすい環境を整備すること。 (3) 企業経営の安全・安心対策の充実強化 近年、地域社会においては事務所、店舗、倉庫等への不法侵入や資材・自動車等の窃盗を始めとする凶悪事件が多発しており、安定した企業経営が脅かされている。 企業の安全・安心と地域の快適な環境を構築するためにも、治安維持の確		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		保と保安体制の整備・充実に万全を期すとともに、犯罪の温床になり得る不法就労の防止や不法ヤードの排除に向けて対策強化を講じられたい。 併せて、犯罪抑止や証拠資料として活用できる防犯カメラの設置を促進するため、県独自の補助制度の創設を図られたい。 5 持続可能な観光地域づくりと地域振興に向けた環境整備 (1) 地域経済の好循環に向けた持続可能な観光地域づくり 茨城デスティネーションキャンペーンでは、行政や観光協会、観光関連事業者、地域の商工業、農林水産業などが連携し、地域に点在する観光資源の発掘・磨き上げや体験型コンテンツの造成など高付加価値化を推進してきたところである。 今後も多様な主体が共通のビジョンの下で、地域事業者の収益力向上と地域経済に好循環を生む「持続可能な観光地域づくり」を一段と推進していくため、観光地域づくりの中核を担う観光人材の確保・育成をはじめ、地域に人と投資を呼び込む地域ブランドの形成・活用、観光産業の持続的発展に向けた観光地経営戦略の推進を図られたい。 (2) いばらきサイクルツーリズム構想の推進 茨城県が策定した「いばらきサイクルツーリズム構想」は、国のナショナルサイクルルートに指定されている「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を中心に、「奥久慈里山ヒルクライムルート」、「大洗・ひたち海浜シーサイドルート」、「鬼怒・小貝リバーサイドルート」の4つのモデルルートが設定されており、各地域の特色を活かした新たな観光需要の発掘、交流人口の拡大が期待される。 ついては、国内外からサイクリストが何度も訪れたい魅力あるサイクルルートとするため、常磐線のサイクルトレインの周知強化、ターミナル拠点やトイレ・サイクルラック等休憩施設の整備拡充を図られたい。 併せて、快適で安全なルートを維持するため、定期点検を確実に実施するとともに、危険箇所を一元的に通報できる管理窓口である道路緊急ダイヤル＃9910の周知を図られたい。 (3) 常陸国ロングトレイルの整備促進と体験型観光の構築 県北6市町の里山や観光地をつなぐ常陸国ロングトレイル（全長320km）は、令和5年度に高萩―北茨城―常陸太田間、常陸太田―常陸大宮間の計114		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		kmのコースが開通し、計 219 kmの整備が完了している。 ロングトレイルと各地域の観光資源を結びつけることで、県北地域の観光振興・地域活性化、交流人口の拡大が期待できることから、残る区間の早期整備とともにロングトレイルを核とした体験型ツーリズムの構築や受入環境等の整備促進を図られたい。 (4) 地域の魅力・情報発信に向けた観光拠点の設置と広域観光周遊ルートの形成 茨城県内には道の駅が 16 カ所あり、道路利用者の休憩施設としてだけでなく、沿道地域の産業、歴史・文化、観光、特産品等の情報を発信し、交流人口の拡大やにぎわい創出に大きな役割を果たしている。 このため、地域経済活性化の観点に立ち、道の駅を含めた観光・地域文化情報発信の拠点となる施設の整備・拡充について支援されたい。 併せて、地域間の観光資源を連携した広域観光周遊ルートを形成し、インバウンドの地方誘客を一段と促進されたい。 (5) Wi-Fi スポットの設置拡充 国内外の観光客への円滑な情報提供と利便性を確保できるよう、Wi-Fi スポットの設置拡充を講じられたい。 (6) 観光需要・消費喚起策の推進とインバウンドの促進 円安等を背景に急速に高まっているインバウンド需要や国内需要を取り込み、宿泊、飲食、交通運輸業など観光関連事業者の一段の成長を後押しするため、GoTo 事業等の実施による観光需要・消費喚起策を推進されたい。 併せて、地域が主体となって誘客を促進し、地域経済の活性化に資する事業については、地域振興を推進する観点に立って助成措置を講じるとともに、県を挙げた強力なプロモーションを展開されたい。 6 地域の成長力と広域交流を支える社会インフラの重点化 (1) 常磐線の利便性向上 公共交通機関としてのネットワークの一段の充実を図り、利便性向上や地域観光の促進に結びつけるため、次の事項について対策を講じるよう支援されたい。 ① 全ての列車について東京駅、品川駅への乗り入れ実現を図ること。 ② 観光需要の高まりに対応するため、終電時刻の繰下げを図ること。		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		③ 特別快速列車の運転本数増発を図ること。 ④ 全ての特急列車について、土浦駅、石岡駅の停車実現を図ること。 ⑤ 東海道線との相互直通運転の実現を図ること。 ⑥ 特急回数券の発売とともに、「ひたち東京フリーきっぷ」、「都区内・りんかいフリーきっぷ」の再設定等特別企画乗車券の発売を図ること。 (2) 水戸線の利便性向上 水戸線は運転本数が少なく、その影響で他線への乗換え時に待ち時間が生じているため、利便性向上と利用促進に向けて次の事項について対策を講じよう支援されたい。 ① 通勤・通学時間帯及び夜間時間帯を中心に運転本数の増発を図ること。 ② 小山駅－勝田駅間における直通運転の増発を図ること。 ③ 東北新幹線、宇都宮線（東北線）、両毛線、常磐線との接続改善を図ること。 ④ 両毛線との相互直通運転の実現を図ること。 ⑤ 利便性向上のための快速列車の導入を図ること。 ⑥ 高齢者や車いす利用者等の介助、災害や事故等発生時における対応などワンマン運航に伴う安全性の確保を図ること。 (3) 常総線の利便性向上 筑西市の下館駅から取手市の取手駅までを結ぶ常総線の快速列車について、運転本数の増発と高速化を図られたい。 (4) 鉄道利用者に配慮した環境整備 ① 安全性、公平性、快適な空間確保等に基づいたユニバーサルデザイン化の導入対応を図られたい。 ② ホームからの転落事故防止対策の強化を図られたい。 ③ 災害や事故等が発生した際の情報伝達、復旧対策、代替輸送の確保等について、迅速な対応を図られたい。 (5) つくばエクスプレスの延伸による鉄道ネットワークの強化 つくばエクスプレスの県内延伸は、令和5年6月に土浦方面とすることが決定されるとともに、J R 土浦駅への接続実現後には、総合的な状況を踏まえて茨城空港への延伸を検討することが示されている。 ついては、定住促進や関係人口・交流人口の拡大など地域の活性化に向けて、J R 土浦駅への早期接続を目指すとともに、国際競争力の強化をはじめ		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		県全体の将来的な発展を見据えて、茨城空港への延伸を含めた鉄道ネットワークの構築を進められたい。 併せて、東京圏との結びつきを強化し、地域間交流と経済の発展を促進するため、東京駅延伸の早期実現を図られたい。 (6) 東京８号線（地下鉄８号線＝有楽町線）の延伸 東京８号線（地下鉄８号線＝有楽町線）については、東京の都市機能のバックアップの観点に立って、押上から筑西市（ＪＲ水戸線下館駅）までの延伸を図られたい。 (7) 地域公共交通網の維持・拡充について 地域公共交通である鉄道、バス、タクシー等は、地域住民の生活を支えるとともに、観光客等の交通手段として利用されているが、人口減少やコロナ禍を背景に輸送需要が減少し、収益が大きく悪化している状況である。赤字路線は、黒字部門からの内部補助や地域からの支援等、経営努力により維持されてきたが、原油価格の高騰などによって黒字部門からの内部補助も困難な状況に陥っている。加えて、地域公共交通の担い手である運転手の不足が重なり、サービス水準の低下（路線の廃止、運行本数の削減等）が避けられない状況となっている。 ついで、行政、交通事業者、企業、市民など地域の関係者が課題や目標を共有し、連携・協働して持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組めるよう継続的な支援を講じられたい。 併せて、ＡＩやＩｏＴを活用した新たなモビリティサービスや自動運転システム、デジタル技術を生かした交通体系の充実、実用化を促進されたい。 (8) 道路の整備促進とネットワークの強化 ① 高規格幹線道路 ア 首都圏中央連絡自動車道について、県内区間を含む東北自動車道から東関東自動車道までの４車線化事業のうち、残る区間について早期整備を図られたい。 併せて、令和６年４月に供用した坂東ＰＡ内回りに続き、外回りＰＡについても早期供用に向けて整備を促進されたい。 イ 東関東自動車道水戸線について、一日も早い全線供用を図られたい。 併せて、行方市青沼地先への設置が公表された（仮称）行方ＰＡについて、利便性向上と地域振興の観点から、早期の整備を進められたい。		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		ウ 北関東自動車道の笠間 P A から東水戸道路の常陸那珂 I C までの区間について、新たな P A の設置による休憩の確保等利便性向上を促進されたい。 ② 常磐自動車道のスマート I C の設置促進 常磐自動車道の桜土浦 I C －土浦北 I C 間へのスマート I C 設置は、交通渋滞の緩和をはじめ中心市街地へのアクセス向上や物流の効率化による地域活性化が期待されている。令和 6 年 9 月には国土交通省が事業認可しており、早期整備を図られたい。 ③ 北関東自動車道のスマート I C の設置促進 県西地域の産業振興をはじめ、道の駅等の利便性向上や観光誘客を促進するため、桜川筑西 I C －真岡 I C 間に新たな S A を整備するとともにスマート I C を併設されたい。 ④ 一般国道 ア 国道 6 号における牛久土浦バイパス、千代田石岡バイパス、日立バイパスの早期整備を促進し、産業振興に資する重要物流道路としての機能を高めるとともに、災害時の緊急輸送路として防災機能向上を図られたい。 イ 新 4 号国道について、主要交差点の立体化と全線 6 車線化の整備促進を図られたい。 ウ 国道 50 号の下館バイパス、協和バイパスの整備促進を図られたい。 特に、筑西市川島－玉戸間の 4 車線化を一日も早く整備されたい。 併せて、卸団地－門井・久地楽間は慢性的な渋滞が発生していることから、早期緩和を図るため、拡幅対策を講じられたい。 エ 国道 354 号の古河市大堤における旧国道 4 号との交差点は、慢性的な渋滞で物流が滞り経済的損失が発生していることから、立体交差化を進められたい。 オ 国道 294 号の全線 4 車線化への整備促進を図るとともに、首都圏中央連絡自動車道とのアクセス向上と交通需要の増大に対応できるよう、最高速度 80km/h の設定に向けた道路構造の改善を図られたい。 カ 国道 408 号の全線開通に向けた早期整備を図られたい。 キ 東水戸道路のひたちなか I C から国道 245 号へ接続する地点は渋滞が発生しやすいことから、信号機を介さずに本線と合流できるようレー		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		ン拡幅や立体交差など道路構造の改善を図られたい。 ク 国道 245 号の久慈大橋を含む東海村豊岡一日立市留町間では慢性的な渋滞が発生していることから、常陸那珂港区及び日立港区へのアクセス向上や物流の効率化を図るため、早期4車線化を図られたい。 ⑤ 県道 ア 県道 61 号日立笠間線（通称：山側道路）の市内北進を計画するとともに、整備促進に取り組まれたい。 イ 筑西地域の産業活動と広域交流の促進に向けて、北関東自動車道路に連結する筑西幹線道路の早期整備を図るとともに、周辺アクセス道路（一本松－玉戸）の改善整備を進められたい。 併せて、開通後の地域活性に向けて沿線の開発を支援されたい。 ウ 県道 204 号結城二宮線の小川北交差点は、大型トラック等の交通量が多く事故が多発しているため、拡幅対策を講じられたい。 エ つくば明野北部工業団地及び筑波北部工業団地周辺の道路整備を進め、利便性向上を図られたい。 (9) 茨城空港の活用促進 ① 国内線、国際線の定期路線の拡充を図られたい。 ② 国内線、国際線における感染症の拡大防止に向けた検疫検査体制の強化と円滑な検査運営を図られたい。 ③ 空港と県内の各駅や観光地を結ぶ二次交通の整備及び利便性向上を図られたい。 ④ 駐車場の拡張整備を図られたい。 ⑤ 地方イン・地方アウトの流れを加速させるため、着陸料の軽減措置を継続されたい。 (10) 霞ヶ浦の総合的な環境保全対策の強化推進 霞ヶ浦は首都圏における重要な水源であり、貴重な観光資源・保養空間として親しまれている。この豊かな自然環境の保全と持続可能な利用を図るため、次の事項を推進されたい。 ① 底泥からのリンの溶出抑制対策を図るなど、重点的な水質浄化対策を講じること。 ② アオコの発生に対しては、早期に河川への遡上防止と回収を図ること。 ③ 霞ヶ浦の水質浄化と水資源の確保等を図る霞ヶ浦導水事業の早期整備		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		を国に求めていくこと。 ④ 水質浄化のための各種対策の実施状況やその効果について、適時適切な情報提供を図るとともに、県民の水質保全意識の醸成を促進すること。 ⑤ 令和3年4月1日から霞ヶ浦流域の小規模事業者に対する排水規制が強化され、浄化槽の設置等については無利子の融資制度が実施されているところであり、事業者へのさらなる周知啓発と助成制度の継続・拡充を図ること。		